破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第９８号
北九州市八幡西区若葉３丁目６番10号
破産者　松嶋　弘司
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１１１号
北九州市小倉北区日明２丁目３番８号
破産者　清水　隆志
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２０１号
釧路市鶴ケ岱３丁目２番16号
破産者　佐々木義和
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２０３号
北海道川上郡弟子屈町朝日４丁目４番10号
破産者　川端　　聡
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第６号
青森県八戸市大字尻内町字前河原35番地　ＪＲアパート５―301、前住所青森県八戸市大字尻内町字前河原35番地　ＪＲアパート５―401
破産者　高屋敷大祐
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第８８号
仙台市太白区長町６丁目16番44号
破産者　寺澤　正裕
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２号
群馬県伊勢崎市西小保方町485番地２
破産者　宮下　春美
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１７２５号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷７丁目24番６号　池田ヴェルディ103号
破産者　小野塚幸雄
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２８号
埼玉県北本市北本２丁目157番地
破産者　利岡　　敦
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８８号
埼玉県上尾市大字小敷谷282番地１　サザンクロス206
破産者　糸井　裕介
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８９号
埼玉県上尾市大字小敷谷282番地１　サザンクロス206
破産者　糸井　美穂
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３４０９号
大阪市北区中崎西４丁目２番31号　中崎西ハイツ405号室、開始決定時大阪市北区堂山町16番１―1004号
破産者　老松美術こと　福本　玉樹
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４５１号
大阪市中央区北久宝寺町１丁目３番10―902号
破産者　ＢＡＲ　ＫＯＵこと　岡田　光輝
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０７５号
大阪府豊中市新千里北町１丁目１番Ｃ27―108号、開始決定時大阪府箕面市小野原東１丁目10番30号
破産者　笹山　和祐
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１８５号
大阪府東大阪市玉串町東３丁目３番101号、住民票上の住所大阪市福島区海老江２丁目８番18―801号
破産者　吹田　敦栄
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４４１号
大阪府東大阪市若江本町４丁目５番22号　ファミリア　21号室
破産者　福元　忠俊
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４５２号
大阪市北区天神橋２丁目２番21号　コーハツビル301号室
破産者　折戸　勇樹
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４７７号
大阪市生野区舎利寺３丁目13番６号
破産者　金井慶一こと　金　　慶一
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部